

# 「平成30年7月豪雨災害」義援金募集要綱

社会福祉法人 京都府共同募金会

## 1 趣 旨

平成30年7月5日からの豪雨により被災された方への援護の一助として、京都府共同募金会（以下「本会」という）は、京都府内の被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

## 2 義援金の名称

平成30年7月豪雨災害義援金

## 3 受付期間

平成30年7月11日（水）から平成30年12月31日（月）まで

## 4 義援金受入れ口座

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号       | 口座名義                   |
|--------|----------------|------------|------------------------|
| 京都銀行   | 府庁前            | 普通 4180636 | 社会福祉法人 京都府共同募金会        |
| ゆうちょ銀行 | 00970-8-210978 |            | 京都府共同募金会平成30年7月豪雨災害義援金 |

※京都銀行本店・支店間の窓口・ATM・インターネットバンキング、法人用EBでの振込手数料は免除。

※ゆうちょ銀行窓口での振替料金は免除。ATM及びインターネットバンキングの場合は有料。

※全国地方銀行協会加盟店窓口から京都銀行口座への振込手数料は免除。

※7月20日（金）より全国銀行協会加盟店窓口から京都銀行口座への振込手数料は免除。

※京都銀行およびゆうちょ銀行でのお取り扱いとは12月28日（年内最終営業日）までとなります。

なお、義援物資の取扱はいたしておりません。

## 5 現金書留による義援金の送金について（料金免除）

（宛先）〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地

社会福祉法人 京都府共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記の上、送金ください。

## 6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年7月豪雨災害」義援金募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別添領収書希望者名簿をご記入の上、本会へ送付して下さい。後日、領収書を発行します。

## 7 義援金の配分

義援金については、京都府等で組織する「京都府災害義援金募集・配分委員会」で取りまとめを行い、配分基準に基づき被災地の各市町を通じて、被災者に支給される予定です。

8 問い合わせ先

社会福祉法人京都府共同募金会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 京都府立総合社会福祉会館(ハート7京都)7 階

TEL 075-256-9500・FAX 075-256-9505 メール akaihane-kyoto@nifty.com

平成30年7月11日制定。

平成30年7月13日改正 (第2版)

平成30年7月19日改正 (第3版)